

学校法人昭和大学に対する医学部入学検定料の返還請求事案の紹介

消費者機構日本では、文部科学省が公表した「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係わる緊急調査の最終まとめ」（2018年12月14日公表）の内容を及び昭和大学が設置した第三者委員会の報告書をふまえ、最終的には次の趣旨を求める裁判外の申し入れ（2020年5月18日）を行いました。

<申入れの趣旨>

平成29年度・平成30年度の医学部入学試験において①一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、大学入試センター試験利用入試に出願し入学検定料等を支払った浪人生、②一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期に出願し入学検定料等を支払った女性（①②とも当該年度の最終合格者を除く）に対し、入学検定料等相当額の損害賠償金を返還すること

当機構が申し入れを行ったのは、「年齢」「性別」という属性に応じた取扱いを行っていることを予め募集要項等において説明していなかった以上、昭和大学に出願して入学検定料等を支払った受験生ら（但し、当該年度の最終合格者及び現役生を除く）に対し、説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償義務がある等というのが主な理由です。

当機構の申し入れに対して昭和大学からは、「平成29年度・平成30年度の医学部入試（一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期）を受験した浪人生及び入学検定料を返還する」旨の回答書（2020年6月26日付）が届きました。

そして、その後、昭和大学は、「平成29年度・平成30年度昭和大学医学部入学試験出願者（該当者）への入学検定料の返還について（お知らせ）」（7月3日付）（以下「お知らせ」）を公表し、前述の回答のとおり返金を行う旨を正式に発表しました。また、昭和大学は「お知らせ」で、入学検定料の返還を決めた理由として、「この度、特定適格消費者団体特定非営利活動法人消費者機構日本より、標題に関わる申し入れがありました。本学では、上記申入れの趣旨を尊重するとともに、他大学の判決および第三者委員会の指摘も勘案して、」と述べています。

昭和大学の回答と「お知らせ」の発表を受けて、当機構が返金手続きの進捗等を問い合わせたところ、昭和大学からは、「2020年8月27日現在、返還対象者のうち、3329人への返還手続きが完了した。引き続き適切に対応していく」旨の連絡（2020年8月28日）がありました。

このような結果を得ることができたのは、多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、当機構のような特定適格消費団体が裁判を通して集団的に被害の回復を求めることができる「被害回復制度」の存在が重要です。

そして、昭和大学が「お知らせ」にて「他大学の判決および第三者委員会の指摘も勘案して」と述べているとおり、当該制度を活用して行った同種の東京医科大学の共通義務確認訴訟で、一定の勝訴判決を得ていたことが大きいといえます。

以上